

介護保険における軽度者に対する福祉用具貸与・住宅改修の在り方

○ 軽度者の福祉用具使用は日常生活で通常負担する費用と考えられ、また、軽度者の利用割合の高い住宅改修は個人の資産形成そのものであり、原則として自己負担（一部補助）する制度に切り替える必要があるのではないかと。

なお、福祉用具の貸与等については、価格設定は自由競争に委ねられているが、利用者負担が原則1割となっている中では、利用者の価格考慮のインセンティブが低いため、競争原理が機能せず、価格が高止まりしている可能性。原則自己負担（一部補助）の仕組みに見直すことにより、価格競争を促す効果も期待できる。

（参考）福祉用具貸与における種目ごとの1月当たり平均利用者負担※

車いす（付属品含む）：830円、特殊寝台（付属品含む）：1,040円、手すり：280円、歩行器：290円 等

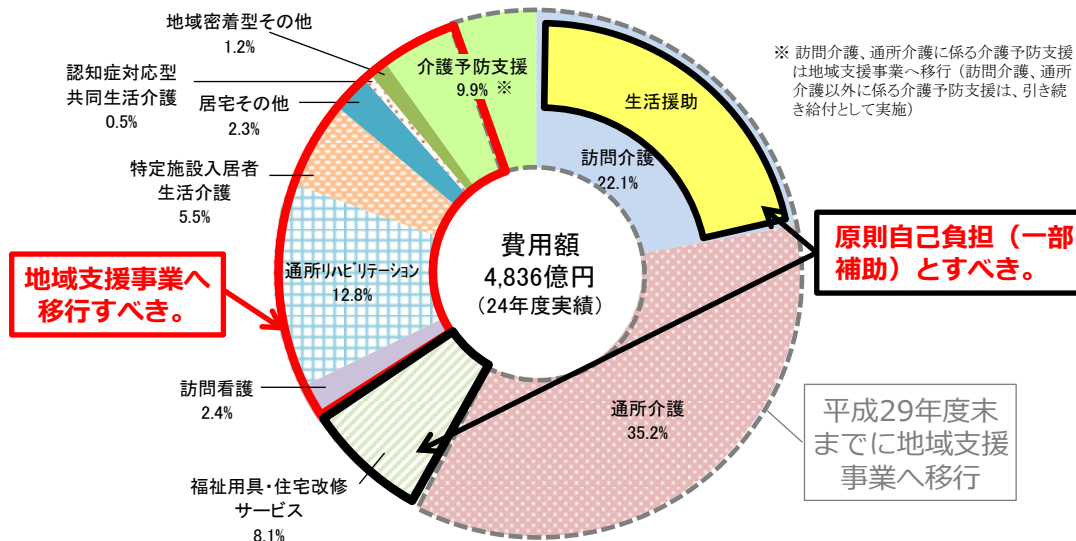
※福祉用具貸与単位数 × 10円 ÷ 件数 × 1割（利用者負担割合）【介護給付費実態調査（2015（H27）年1月審査分）】

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	住宅改修
対象種目等	① 車いす（付属品含む） ② 特殊寝台（付属品含む） ③ 床ずれ防止用具 ④ 体位変換器 ⑤ 手すり（工事を伴わないもの） ⑥ スロープ（工事を伴わないもの） ⑦ 歩行器 ⑧ 歩行補助つえ ⑨ 認知症老人徘徊感知機器 ⑩ 移動用リフト（つり具の部分を除く） ⑪ 自動排泄処理装置	① 腰掛便座 ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 ③ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、入浴用介助ベルト） ④ 簡易浴槽 ⑤ 移動用リフトのつり具の部分	① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
限度額	区分支給限度基準額（要支援、要介護度別）の範囲内において、他のサービスと組み合わせ	同一年度で10万円 ・要支援、要介護区分にかかわらず定額	同一住宅で20万円 ・要支援、要介護区分にかかわらず定額
費用【2012年実績】	2,373億円	154億円	475億円
うち要支援、要介護12に係る費用 （全費用に占める比率）	918億円 （38.7%）	98億円 （63.6%）	365億円 （76.9%）

軽度者に対するその他の給付の見直し

○ 軽度者に対するその他の給付（例：通所介護）については、地域の実情に応じたサービスを効率的に提供する観点から、柔軟な人員・設備基準として自治体の裁量を拡大し、自治体の予算の範囲内で実施する枠組み（地域支援事業）へ移行すべき。その際には、メニューの統合等により、簡素で分かりやすい体系とすべき。

要支援1・2に対する給付



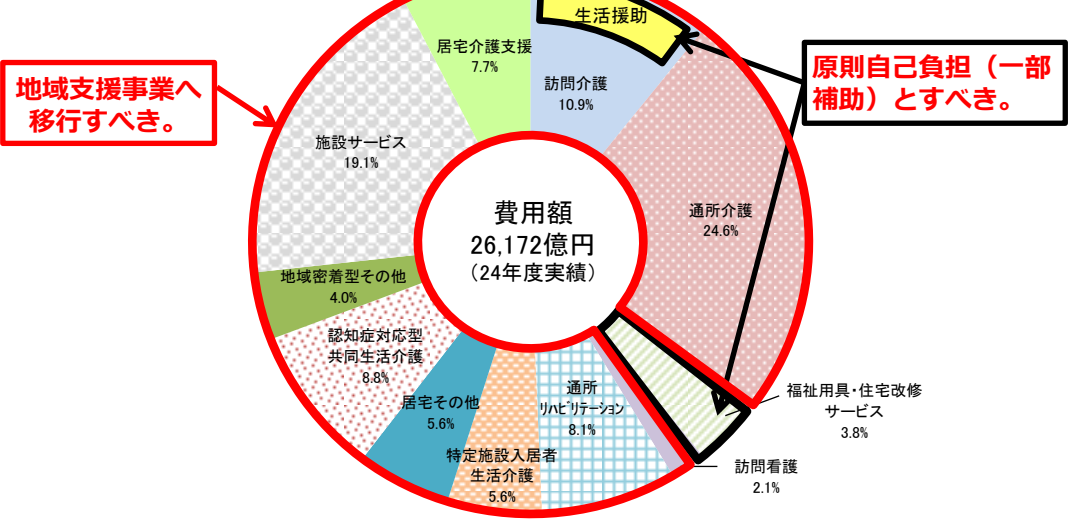
通所介護の1日のスケジュール例

1人当たり費用（要介護1）：6,560円/日 ※
 → うち利用者負担 656円、税・保険料負担 5,904円（食事代等は別途負担）

時刻	A社の場合	B社の場合	C社の場合
08:00			
09:00	送迎	送迎	送迎
09:30	健康チェック等		健康チェック等
10:00	入浴 機能訓練	入浴 レクリエーション (塗り絵、クイズ)	ゆっくりする
11:00	嚥下体操	口腔体操	書道
12:00	昼食	昼食	テレビ鑑賞
13:00	機能訓練	機能訓練	麻雀
14:00	レクリエーション (音楽)	カラオケ	おやつ
15:00	おやつ	おやつ	カジノ
16:00	送迎	送迎	送迎
17:00			

※ 通常規模型、その他地域で7～9時間のサービスを提供する場合の介護報酬の基本部分。
 この他、入浴介助や機能訓練などのサービス提供や事業所の体制に対して別途加算・減算がある（例えば入浴介助を行う場合、1人当たり費用は500円/日増加）。さらに、介護職員の処遇改善を行っている場合、最大で+4.0%の加算（介護職員処遇改善加算）がある。

要介護1・2に対する給付



(出所)厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」に基づき作成。計数には、補足給付を含む。